

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

鳥取県公安委員会規則第2号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|------------------------------------|------|---------|---|------------------------------------|------|---------|---|
| 別表第1（第2条関係） 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表 | | | | 別表第1（第2条関係） 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表 | | | |
| 警察署 | 名称 | 位置 | 所管区 | 警察署 | 名称 | 位置 | 所管区 |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 鳥取県 | 略 | | | 鳥取県 | 略 | | |
| 郡家警察署 | 南駐在所 | 八頭郡八頭町南 | 八頭郡八頭町のうち用呂、日田、富枝、北山、志谷、中、稗谷、横地、妻鹿野、南、島、重枝、徳丸、横田、茂田、才代、東、皆原、岩淵、三浦、柿原、佐崎、奥野、茂谷、清徳、三山口、鍛冶屋、小別府、新興寺、安井宿、 <u>桜ヶ丘及び日下部</u> | 郡家警察署 | 南駐在所 | 八頭郡八頭町南 | 八頭郡八頭町のうち用呂、日田、富枝、北山、志谷、中、稗谷、横地、妻鹿野、南、島、重枝、徳丸、横田、茂田、才代、東、皆原、岩淵、三浦、柿原、佐崎、奥野、茂谷、清徳、三山口、鍛冶屋、小別府、新興寺、安井宿及び日下部 |
| 略 | | | | 略 | | | |

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。